

FIT法に基づく認定により、太陽光発電設備を設置しているみなさまへ ご存じですか？

保守点検や定期報告等を行う必要があります。

1

設備の保守点検等は行っていますか？

すべてのFIT認定設備

全ての設備において、適切に保守点検及び維持管理を行うことが求められています。

適切に保守点検等を行い、設備の不具合を未然に防ぐことで、長期安定的な発電が可能です。

2

定期報告は行っていますか？

すべてのFIT認定設備

設置費用や運転費用等の「定期報告」を経済産業大臣に対して行なうことが求められています^{※1}。報告は、「再生可能エネルギー電子申請HP」を通じて行います。

発電設備の分類		報告形態	
		設置費用報告 (増設費用報告)	運転費用報告
太陽光発電設備	10kW ^{※2} 未満の設備	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合は必要
	10kW以上の設備	必要	必要

※1 設備IDの頭文字がFの太陽光発電設備は、設置費用報告、運転費用報告、増設費用報告とも不要です。

※2 10kW未満であっても、増設により10kW以上となった場合は、増設費用報告が必要です。

3

設備を囲う柵塀等を設置していますか？

すべてのFIT認定設備

設備と十分な距離を確保したうえで、容易に立ち入ることが出来ない高さの柵塀を設置することが求められています^{※3}。



(柵イメージ／出典：資源エネルギー庁資料)

※3 設置が困難な場合（屋根置き等）や第三者が設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置等）は省略可。

4

見えやすいところに標識を設置していますか？

出力20kW以上のFIT認定設備^{※4}

発電事業者名や連絡先等必要事項を記載した標識を掲示することが求められています^{※5}。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電施設	
区分	太陽光発電設備
名称	霞ヶ関発電所
設備ID	D××××××××××
所在地	東京都千代田区霞が関△番地
発電出力	150kW
氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
住所	東京都千代田区霞が関△番地
連絡先	××-××××-××××
保守点検責任者	霞が関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日	(西暦)○○○○年×月○日

↑ 25cm以上

必要に応じて修正すること

(標識イメージ／出典：資源エネルギー庁資料)

どちらかとも
記入する

※4 所有者が明確である場合（屋根置き・屋上置き等）を除く。
※5 出力20kW未満の設備においても、できる限り事業者情報を掲示することが望ましい。

違反した場合

経済産業大臣による指導の対象となり、指導後に改善されない場合はFIT認定が取消しになる可能性があります。

FIT法の詳細及び事業計画策定ガイドラインは下記HPをご覧ください。



- 資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー（固定価格買取制度）」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html
- 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf



▲スマートフォンはコチラから

▲スマートフォンはコチラから

太陽光発電設備の保守点検等についてのQ & A



なぜ保守点検や維持管理が必要なの？

保守点検等を行わない場合、設備の異常に気付くのが遅れ、トラブルが発生してしまうことがあります。

トラブル例

- ・太陽光パネル表面に砂埃等の汚れが堆積したため、発電量が低下していた。
- ・架台等の不具合により、強風の際に架台が倒壊、太陽光パネルが飛散した。
- ・パワーコンディショナーの不具合に気付かず、発電ができなかった。
- ・敷地に雑草が繁茂したことにより、近隣で害虫被害が発生した。



保守点検等を行うメリットは？

設備の保守点検等を行うことで、長期安定的な発電が可能です。

メリット例

- ・汚れが堆積した太陽光パネルの清掃により、発電量が改善。
- ・架台等の不具合の補修により、設備の倒壊や太陽光パネルの飛散を防止。
- ・太陽光パネルのひび割れ等、設備不具合の早期発見により、早期修繕が可能。
- ・雑草等の適切な管理により、陰による発電量低下や害虫被害等トラブルを防止。



住宅用太陽光発電設備も保守点検等の対象になるの？

住宅用の設備も、適切な保守点検及び維持管理※が必要です。

※住宅用の設備は屋根に設置されていることが多い、ご自身による保守点検は危険が伴うため、太陽光発電設備の専門知識があり、安全に点検を行うことができる保守点検事業者に依頼すると安心です。



保守点検等について相談したい場合は？

太陽光パネル等設備のメーカー・施工店等にご相談ください。

なお、宮城県では、県内の太陽光発電設備保守点検事業者をデータベース化し、事業者情報(連絡先や保守点検サービス内容等)を提供しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/taiyoukoumente-data.html>



固定価格買取制度に関する質問はどこにすればいいの？

資源エネルギー庁HP内に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するお問い合わせ窓口が設置されています。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html



お問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 再生可能エネルギー推進班 Tel : 022-211-2654